

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10頁発行◆

ISSN 0911-9396

関西労災職業病3月号

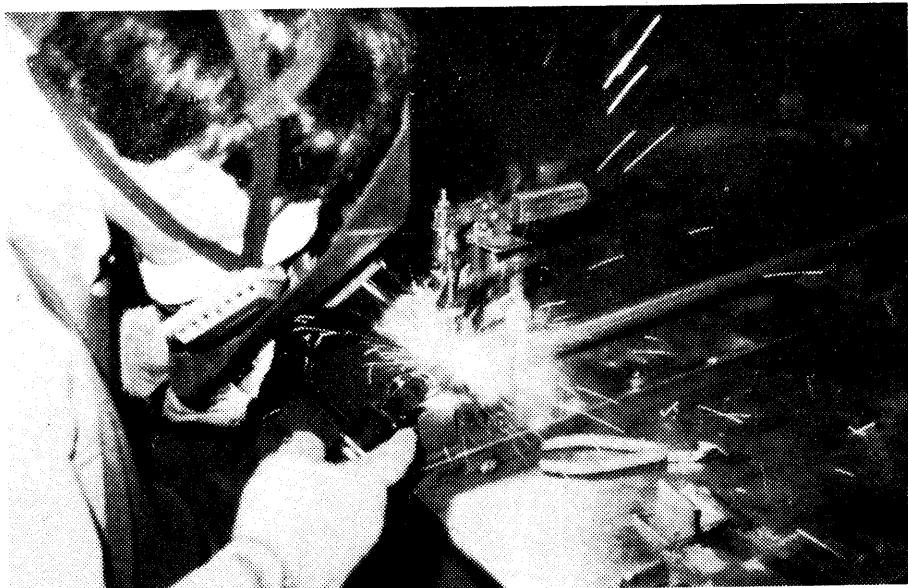
(通巻第152号)

関西労働者安全センター 1987.3.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労災保険法改悪省令決定	1
●振動病シンポジウム	3
●胸部レントゲン撮影を考える	5
●ゆき道かえり路⑨	8
シリーズ	
●保育労働者の職業病	9
●前線から(ニュース)	11
●第13期労働者針灸学習会に 参加しよう	18

労災保険法改悪省令決定 四月施行へ 監視必要な事業主の意見申し出

昨年五月、改悪が強行された「労

災保険法」の今年四月施行を前に、

施行のための省令案が、二月初め労

災保険審議会に諮問され、二八日案文通りの答申が出された。

すでに本誌でも報告してきたよう

に、そのうち最も問題とされてきた、

『①事業主の意見申出制度の創設と、

②特別加入制度において、特定の職

業病（じん肺、振動病、有機溶剤、

鉛中毒）にかかるいると考えられ

る者に対する、加入時事前検診義務

付け』を含め、昨年の法改正のとき

省令事項とされたものが今回決

定に至った。

①、②についてのその法律案要綱

の具体的な内容は、別掲の通り。

（要綱第一の三、四）

これらの問題点は、①については法的にも根拠の無い「使用者側の不服申立制度」に道を開く可能性が大きい、並びに、使用者の不当な介入を招いてそうでなくとも狭い労災認定の門を更に狭くしてしまうことにつながること。②については、労働者を雇用形態によって差別し、現に被災した労働者の救済に道を閉ざすものであること、が指摘される。

一方、①について、政府の国会答弁においては、『事業主の意見は單なる参考意見であって、行政はその意見に拘束されない。事業主には、

事実を記載するよう強く指導する。

意見の内容については、被災者に確

認する。』②については、付帯決議

で『特別加入制度の加入時、健康診

断に関し健康診断書を提出すべき疾

病の範囲等を定めるにあたっては、

加入が不当に妨げられるとのない

よう配慮すること』とされたが、加

入時にり患している疾病は補償の対

象にしない点はそのまま残った。

三月八日、被災者全国連は労働省に対しても要望書を提出、これら省令事項を含めて、本省補償管理課長らと交渉を行った。

そのなかで、省側は、①について

国会答弁の内容を繰り返すとともに

「事業主の意見申出について、特定の様式用紙は用意しない。」「参考にするだけで、たとえば〔これは、私病だ〕などという意見は、当然無視する。」とのべたが、「事業主の意見を被災者に公開せよ」との全国連の要求については「それが客観的事実かどうか、認定を左右するポイントとなる事実である場合など、行政が必要と判断するときは、被災者に確認する。」としたことどまつた。

今後は、現場においては、最低これまでの政府が述べてきたことを遵守させるとともに、事業主意見を理由としたつまうな決定引き延ばしがないよう監視し、事業主に不当な介入をさせないよう取り組んでいく必要がある。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 通勤に関する規定の整備 (略)

二 休業補償給付及び休業給付に関する規定の整備 (略)

(一) 休業補償給付及び休業給付を行わない場合

三 事業主の意見の申出に関する規定の整備

事業主は、保険給付を受けるべき者が行う当該事業についての保険給付の請求に関し所轄労働基準監督署長に対し文書で意見を申し出ることができるものとすること。

四 特別加入制度に関する規定の整備

(一) 事業主又は特別加入団体は、特別加入の申請（海外派遣者の特別加入に係るもの）を除く。（二）において同じ。）を行う場合において当該申請に係る特別加入者が粉じん業務、振動業務、有機溶剤業務又は鉛業務（以下「特定業務」という。）に従事するものであるときは申請書に当該特別加入者に係る業務歴を記載しなければならないものとすること。

(二) 所轄労働基準局長は、事業主又は特別加入団体から特別加入の申請を受けた場合であって当該申請に係る特定業務に従事する特別加入者に係る業務歴を考慮し特に必要があると認めるとときは、当該事業主又は特別加入団体から当該加入者についての指定する病院又は診療所における健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を提出させることとすること。

(三) 特別加入の承認を受けた事業主又は特別加入団体が新たに特別加入者に該当する者が生じた旨の届出を行う場合については（一）に準ずることとし、所轄労働基準局長が当該届出を受けた場合については（二）に準ずることとすること。

五 その他所要の整備を行うこと。

第二 労働災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正 (略)

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行規則の一部改正 (略)

第四 労働基準法施行規則の一部改正 (略)

第五 施行期日

この省令は、昭和62年4月1日から施行すること。ただし、第三の二に係る規定の整備は、昭和62年3月31日から施行すること。

振動病改訂「治療指針」の非科学性は明らか

3/18 シンポに医師・専門家が一五〇名

3月8日、東京・全水道会館において、「振動病改訂『治療指針』批判」中央シンポジウム（主催・白石、裁決を支援し人権を守る会他）が開かれ、振動病研究者、各地の第一線医師を中心に、約一五〇名が参加した。シンポでは、午前中、改訂治療指針について多

面的な、集中的な批判が行われ、午後からは、各地から現場の状況、行政の動向について報告と討論が行われた。

このシンポは、昨年、労働省によって強行発出された「振動病を三局所障害に限定、治療期間を最長四年に制限、休業・通院治療の制限強化」等を内容とする振動病打ち切り通達・改訂治療指針に科学的批判を加え、今後の運動の方向を探るために開かれたもの。

まず、一労働省は、衛生管理・治療対策、就労対策といった本筋の追究を回避し、専門家会議を組織して、医学の問題に責任を転嫁したとしか考えられない。（山田信也名古屋大教授）一メリット制を背景とした保険財政の側からの今回の通達は、労災保険法の否定というべき。また、

医師にとっては、主治医から判断を取り上げる、主治医権の否定という重大問題を含んでいる。専門家会議報告書は、仮に学生がこうした論文を提出してきたら、そのズサンき故に単位はやれない、程度のものだ。（青山英康岡山大教授）と特別報告があつたあと、「労働省通達の問題点」と題して、渡部真也滋賀医大教授が専門家会議調査報告書の科学的批判を展開した。

渡部氏は、調査計画・方法および結果の解析方法のすべてにわたって「およそ科学の名に値しない。今後、学会でも徹底的に批判を加えていく必要がある。」と結論づけた。

科学の名に値しない
治療指針

たとえば、「振動障害を三局所障害に限定する根拠が全く記載されていない」、「調査対象者が、全国の振動障害療養者を代表する標本とは、とてもいえない」など、批判点は、文字通り枚挙にいとまがない。

なお、調査報告書批判については、日本労働者安全センターから非常によくできたパンフレット「労働省の新治療指針等批判 振動障害対策の確立をめざして」（一冊千百円）が発行されているので、そちらを是非参考にしていただきたい。

噴出する全国 オーラン 医師の批判

現場では、「北海道では、今後、炭鉱以外の閉山も多いだろう。その中で、今回の通達は非常に重い。現在、労基署は医師によつて態度を使い分けながら、通達の徹底を図るうとしている。患者の動搖もかなりあ

るが、現場医師に訴えなんとかがんばりたい。三月十四日には、北海道シンポを予定している」（岩川北海道緑愛病院長）、「労基署から求められて来ている新症度区分記入はせず、学会で認知されている症度区分でいくことを、振動病担当医師間で決めている。が、局補償課による医療内容の制限、新症度区分未記入を理由とする休業補償保留（長野）など通常は現実に走り出している」（五島高知四国労災病院長）、「労基署が主治医に無断で患者を鹿児島労災病院につれていったということがわかった。無茶苦茶なことをやつておりけんかせざるを得ない」（仲屋久島仲医院長）、「従来の症度で申請しつた。本人に他の医療機関への受診を労基署が求めてきたが、労組が交渉し撤回させた」（宇土広島友和クリニック院長）など、状況は厳しい。林労働者は、放置期間が長く、重症者が多い、また、本院の例では、5年を越えても治療効果が上がっている」（笛谷岐阜みどり病院長）、「五年以上療養中の入院患者について調査したところ、退院時、手指皮膚温に改善がみられた」（佐藤紀和病院医師）など、治療効果についても、専門家会議報告書とは反対の結果を得ているとの報告も提出された。そのほか、京都、長野、三重、大分などの医師からも発言が相次いだ。いることが述べられた。また、「民林労働者は、放置期間が長く、重症者が多い、また、本院の例では、5年を越えても治療効果が上がっている」（笛谷岐阜みどり病院長）、「五年以上療養中の入院患者について調査したところ、退院時、手指皮膚温に改善がみられた」（佐藤紀和病院医師）など、治療効果についても、専門家会議報告書とは反対の結果を得ているとの報告も提出された。そのほか、京都、長野、三重、大分などの医師からも発言が相次いだ。いることが述べられた。また、「民

佳木スアピール

判が生まれた。

昨年十月九日、労働省は振動障害の治療指針を変更する五八五通達を発出した。

この通達は治療指針の改定とされており、その中身は振動障害療養者の療養給付と休業補償給付の制限と打ち切りを内容とするものである。

労働省は、この治療指針の改定を労働省委託の八人の学者・医師による五年間の調査結果報告による最新の医学情報に基づくと説明している。

しかし、この八人の学者・医師らによる報告は、これまで日本における振動障害について最も多くの検討を重ねてきた日本産業衛生学会が、学会に委員会を設置して行った研究結果の報告と対立するものであり、さらに報告は振動障害の治療を担当してきた多くの医師の臨床経験にも全く適合せず、治療回数・期間などの判断を上からおしつけるものであることから、多くの批

その結果、八人の学者・医師による報告は、振動障害の病像の検討において、我が国の症例、特に自らが手がけている症例についての十分な検討もなく、治療経験例の報告の乏しい外国の文献を参考にしながら、これを最新の医学的知見と称して病像を極めて狭く限定したこと、また、振動障害の治療における治療効果が期待できる期間、就労が治療効果に及ぼす影響、および、通院治療の回数などを検討するための

調査において、調査研究の方法・調査対象の選定・調査結果の統計学的解析方法の全てにおいて根本的な誤りを冒しておらず、到底最新の医学情報といえ

今日ここに集まつた医師・医学者・労働者は、医療従事者・医学者・工学関係者・労働者・企業者の努力の結果最近ようやく減少傾向を示はじめた振動障害の発生を、完全にくいとめるための努力を一層期待するとともに、障害療養労働者の障害克服の対策の確立を強く行政に求め、今回の労働省通達の撤回を強く要請する。

の成果を否定し、医療の常識を否定した非科学的な行政指導であり、これがそのまま実行されるならば、被災者の病状に回復を阻害し、あるいは悪化させ、社会復帰を一層困難にするおそれがあると考えられ、また、振動障害対策を軽んずる方向を助長するおそれがあると考えられ、この通達は、早急に取り消されるべきものであるという結論に到達した。

て発出された労働省通達は医学的研究の成果を否定し、医療の常識を否定した非科学的な行政指導であり、これがそのまま実行されるならば、被災者の病状に回復を阻害し、あるいは悪化させ、社会復帰を一層困難にするおそれがあると見えられ、また、振動障害対策を軽んずる方向を助長するおそれがあると考えられ、この通達は、早急に取り消されるべきものであるという結論に到達した。

一九八七年三月八日

振動病改訂「治療指針」批判
中央シンポジウム



胸部レントゲン撮影を考える

(5)

放射線被曝と労働研究グループ

II 放射線

X線の発見

言えば陽極)に衝突してエネルギーを失う時放出されるもので、電波や光、紫外線と同じ電磁波の仲間である。但しX線は光にくらべ物質をよく透過し、波長ははるかに短い。

X線は、よく知られているように一八九五年ドイツのレントゲンにより発見された。発見から一ヶ月半後の十二月二二日、レントゲン夫人の左手のX線写真が早くも撮影された。指輪とともに手指骨の写っていこの写真は、今もX線技術の教科書の表紙に使われている。

X線は、電子線が物質(X線管で

は、レントゲン夫人の指の写真の例からもわかるように早くから知られ、特に戦乱の絶えなかつた当時のことであるから、軍陣医学の分野で急速に利用がすすんだ。つまり骨折や銃創の診断に大いに利用されたのである。日本ではX線発見の九年後の日露戦争において、具体的に医療面での利用がすすめられた。

この為、頭の骨のX線写真を撮影して脱毛、皮膚炎をおこすなどの例が

一方、X線が人体に有害であるこ

とも、その利用のごく初期から知られていた。初期のX線管は性能が悪く、加えられる電圧も低かったので、

得られるX線は低エネルギーのものだった。従つて人体を透過したX線で写真フィルムを感光させるには大量のX線の照射が必要となる。いい

かえると、大量の低エネルギーX線のうちのわずかの部分が人体を透過してフィルムを感光させ、のこりの大部 分のX線はいたずらに人体を被曝させるのに使われていたのだつた。

この為、頭の骨のX線写真を撮影して脱毛、皮膚炎をおこすなどの例が

報告され、X線が有害であることは早くから常識となっていた。

しかしながら、X線が照射により

やケドのような症状を起こしたり、

脱毛や白内障（目の水晶体が白濁す

る病気）を起こすことは早くから知

られていたが、X線を含む放射線が

遺伝に影響を与えることの認識が、

これに対する対策という形で社会的に勧告されたのは、一九五八年に至

つてからであった（一九五八年、I

C I R P 国際放射線防護委員会勧告で

被曝“許容線量”を年間五レムに制

限）。更に白血病と癌への放射線の

影響の認識が、遺伝的影響とあわせ

てこれに対する対策として社会的に

勧告されたのはわずか九年前の一九

七七年である（I C R P 新勧告）。

放射線の人体への影響は未だ解明さ

れたとは言えないことがおわかりいただけよう。

X線の性質

X線写真を撮影するのに使用されるX線はX線管から照射される。X線管はX線の電球である。X線管に

高圧電流を流すと管内を陽極にむかって電子線が流れ。電子線は陽極

に衝突して止まり、そこからX線が

発生する。X線のエネルギーは波長

が短い程高いが、電圧が高くなれば

なる程高いエネルギーのX線の占める割合が大きくなる（但し、低いエ

ネルギーのX線も常に混ざって発生している）。低エネルギーX線（軟

X線とよく呼ばれる）は前にも述べたとおり、人体を透過せずに途中で

止まり易い。人体の途中で止まると

いうことである。つまり、被爆といふ点ではX線が低エネルギーであるということは安全と関係がない。むしろ危険の可能性が高い。（X線を含め放射線が高エネルギー・低エネルギーということとは別である。光でいえば、エネルギーの高い・低いは色の問題である。強い・弱いは光でいえば明るい・暗いに相当する。）

高エネルギーX線は低エネルギーX線にくらべ人体を透過し易い。しかしその一部は人体に吸収されあるいは散乱されて透過できない。野球の打球が当たりそこねはボテボテで打球が速ければよく弾きかえすように、高エネルギーX線程、吸収が少なくなり散乱が多くなる。X線は散乱する時、エネルギーの一部で生体組織を傷つけ、散乱線が残りのエネルギーを持っていく。この散乱線は、X線写真に対しては画像をボケさせることはある。つまり、そこでの生体組織がX線のエネルギーにより傷つけられると

おきかえて考えれば、人体は半透明な物質ということができる。人体のX線撮影で散乱線の発生が邪魔になるのは、半透明な物質（例えば氷の像）にフラッシュをたいて撮影を試みても、光の乱反射で氷の像の実体がとうえにくいのと同様である。）

X線は光と同じ電磁波であるが、波長が短い為に人体をよく透過するのであつた。一方X線は人体に被曝による有害作用を与える。光より波長の短い紫外線が化学作用を行うのはよく知られている。紫外線は遺伝子の化学結合を切断する等、分子間結合を断ち切る力を持つてゐるのだが（紫外線を殺菌灯として利用できるのはこの為である）、紫外線より更に波長の短いX線は、原子核と電子の結合を切断する力、即ち電離作用をもつて生体組織に傷害を与えるのである。

X線は生体に照射されると、生体の物質に作用して上述のように吸収

・散乱を起こすのであるが、この吸收・散乱でX線のエネルギーは二次電子に受け継がれ、この二次電子が

電子に受け継がれ、この二次電子が生体細胞内の分子に化学変化を生じさせる。この化学変化が細胞構成物質の重要な部分に生じた時、細胞死につながることもあり、あるいは染色体に傷を受ければ発癌性突然変異（生殖細胞であれば遺伝性突然変異）を生じて個人の死につながることもある。

X線を含め放射線の生体への作用は、このように生体細胞の受けた傷が細胞中に記録され、そして細胞分裂を通じて影響が拡大していくという点に最大の特徴がある。従つて、一度受けた放射線の影響は生涯を通じて蓄積される。つまり、毎年一ラド被曝して五十年たてば、蓄積線量

染色体に“発癌の芽”を作る可能性を持ち、それは細胞の増殖を通じて発癌に至り、個人の死をもたらす可能性を持っている。

X線やγ線自身の物理的エネルギーは極めてわずかなものである。つまり、全身に被曝すれば100%確実に急性死亡する1000ラドの照射によって、体温はわずかに千分の一で上昇するに過ぎない。このようにわずかのエネルギー量でありながら、X線は生体を透過し、生体物質に電離作用を加え、一方生体はその影響を細胞中に記録し、細胞分裂によりその影響を増殖していくことにより、ついには致命的な結果に至るのだということができる。

五十ラドとなる。五十年前に被曝した一ラドを、時間がたつたからと言

つて無視することはできないのである。またどんなに微量の放射線も、

保育労働者

— 保育労働の負担姿勢と負担作業について (その2) —

子供を抱く

児担当に比較して、はるかに子供を抱いている時間が長く、全観察時間（ほぼ労働時間に等しい）の約二〇%に及んでいる場合もあります。

実際、0才児担当A保母の一日の作業の流れと内容をみてみるとそのことがよくわかります。A保母の一日について示したのが図2です。この日の子供の抱き時間は、全観察時間四七〇分中、一〇〇分（二十一、三秒）でした。

子供を抱き上げる・下ろす、抱きかかえる」という作業が、大きな負担となっているとしても、これは保育労働者の仕事の意味に関わる大事な部分であり、保育労働、あるいは福祉労働に必須の労働条件ですかう、やめてしまうわけにはいかないので、その対策をいかにするかは大変ですが、重要です。

特に、0、1才乳児担当において、この種の負担が大きいことを前回述べました。それによれば、3、4才

朝、次々にやってくる子供の受け入れ、歌とオヤツ、歌とお遊戯といつた室内保育、給食の時間では保母なりながら食べさせていきます。食

一日の仕事を見てみる

* 図2 0歳児担当 A保母の作業の流れと内容

		単位：分)					
		食事	排泄	手	自室	寝室	事務
月	日	事務	育児	世話	運営	由内・外	研究
5月24日(木)	清						
1	02	登所	受入れ連絡	3	13	10	
2	18	歌とオヤツ	外歩	3	3		
3	53	室内保育	介助	5	42		
4	13:45	給食	運営・介助	30:3	10		
5	17						
6	21	事務、衣類整理	作業				
7	22	午睡	休憩	13	100:34		
8	31	事務	休憩	2			
9	13:55	目遣	手	3:21:2	3		
10	14:22	オヤツ	介助	5:9:3			
11	15:11	屋外保育	介助	3	53:4		
12	16:31	午睡	作業		42		
13	16:55	退園	戸掃				

自由遊び：午睡時以外のベッドの児童の相手、1歳児の相手。
 室内保育：オヤツ前のオルガンに合わせて歌と遊戯、ダンス、マッサージ、すべり台遊び。
 屋外保育：沙遊び、ボール遊び、飛翔登り、マゼ上遊び、すべり台、乳母車乗り。
 事務作業：午前中ペーパリング、児童退所部屋飾り製作。他は運営帳読み及び記入、保母保護者との対話、衣類、玩具整理。

事の遅い子もいますから、その子の世話をしながら食べこぼしで汚れた床をふくなど、片付けにかかります。そして、布団を敷き、パジャマを着せるなどの午睡準備、お話をしたり

肩をたたいたりして子供が寝ついた

ところ、そのままでやっと自分たちの昼食をとります。食事がすむと、おたより帳書きなどの事務作業。この間、昼寝をしている子供の世話をします。二時ごろになると子供が起きてきます。布団をしまい、おねしょをした子供の衣類の洗濯などをかたづけて、オヤツを食べさせます。

そして、屋外保育ののち、親が迎えにきて退所となります。そのあとは事務作業の残りや教材作り。ということは、一日のうち休憩時間と呼べる時間はほとんどありません。

このなかで、食事の介助、午睡の介助、はいせつの介助と一介助一作業が多くあることがわかります。

参考までに、4才児担当のF保母の場合を図3に示しました。当然ですが、かなり、A保母の場合とちがっているのがわかります。

設備と姿勢について

仕事の相手が子供ということは、直接子供を抱えるといった負担ばかりでなく、子供のサイズに合わせて施設が作られていること、また、保育という目的だけ考えて施設が作られているため、保母が快適に仕事ができるような配慮に欠けているといつた、施設面からの負担も小さくありません。

机と椅子

大阪市職民生局支部のアンケート調査で、「もともと負担作業となる作業」の二番目は、「机・椅子の移動」（二八、三五）でした。一つの

* 図3 4歳児担当F保母の作業の流れと内容

日	時	保母	事務			施設	室内	屋外	事務作業	自室	室内保育	屋外保育
			登	受入連絡	事務							
6月25日(火)	登り後諸											
3- 9:33												
3- 9:44	59		登	受入連絡 室内保育準備			5	22	29			
3- 10:14	29											
3- 11:40	40		登	室内保育	指導							
3- 12:13	49			笑顔、冷水解凍 オルガジン書き				32				
3- 12:45	41			点呼、体操 (マット、立会均分、飛び箱)								
3- 13:15	29		登	片付	指導							
3- 13:45	30											
3- 14:13	13		登	室内外保育	準備							
3- 14:54	29											
3- 15:25	22		登	オヤツ準備	指導							
3- 15:56	30											
3- 16:20	30		登	オヤツ介助	秋、オルガジン書き		4	36	25			
3- 17:00	00				準備							
					片付							

自由遊戲：登所時の児童との遊び、児童のけんかの仲裁、児童の帰り支度の介助。

室内保育：各保育の準備、指導、片付、指示、介助、作品返却、集団遊戲。

室外保育：竹馬の出し入れ、ボール遊び、歩遊び。

事務作業：おたより帳記入、保母、保護者との対話、部屋片付、先端。

の場合は、1台七九規。移動距離
は長くはありませんが、低いために
前屈みの状態での上げ下ろしになり
ます。(つづく)

*「作業姿勢調査報告書」(労働環
境研究会・大阪市職民局支部編
一九八四年十二月)より。

前線から

大東 植田マンガン訴訟 5月市民集会で 地域へ全国へ

植田マンガン労災訴訟を支援する会

ってきた成果や教訓をより
広めていくことを目的とし
ている。

準備会には、地域の全金、
全通、全電通の地元各支部、
解放同盟、水俣関西訴訟原
告団や消費者運動など幅広
い参加があり、意見が交わ
された。その結果、集会名

に大東市民会館で予定され
ているが、それまでに数回
の準備会が開かれる。今後
の同地域での運動と、植田
マンガン訴訟勝利の闘いの
発展が期待されるところで
ある。

植田マンガン
労災訴訟を
支援する会が
呼びかけた、
同訴訟上告審
企業と国双方の責任を認め
た判決を大阪地裁で勝ち取
ったものの、八五年十一月、
大阪高裁が「国には責任は
ない」との判決を下し、現
在、最高裁で審理が進めら
れているところである。今

植田マンガンの闘いの地域
集会の第一回
集会の第一回
在、最高裁で審理が進めら
れているところである。今
のとして準備していくこと

準備会が、三月十三日に大

東市民会館で行われた。

同訴訟は、八二年九月に大
東までの裁判闘争で勝ち取

となつた。



根津牧野公災認定訴訟

基金が鑑定意見を提出

津

基金決定を根拠なく追認

腰痛症の再発認定をめぐ
つて争われている公務災害
認定根津牧野訴訟の法廷が、
二月二十五日に大阪地裁で開
かれ、被告公務災害補償基
金大阪府支部の側から「基
金支部段階での決定が正し
い」とする結果を導き出し
た鑑定書を提出した。

本人の調書の内容が一切無
視されているといつてよく、
病院へ行かなくなつたのだ
から最初の腰痛症は治つた
はずだと述べるだけで、基

兵 庫

兵福労吉岡ケイワン訴訟

主治医尋問で

業務起因性ますます明らかに

吉岡頸肩腕障害訴訟の法

廷が、三月三日午後三時よ
り神戸地裁で開かれた。同
訴訟は、社会福祉施設に勤
く労働者の頸肩腕障害、腰

痛症などの職業病について、
労基署が不当にも業務外決
定を下したことに対しても
伊藤医師が出廷し、主尋問
されたもので、兵庫県社
会福祉労働組合が一丸とな

て、業務外の見解を示す兵
庫労働基準局の局医である
伊藤医師が出廷し、主尋問
が行われる予定であり、大

にもとづく被告側の主張が
行われる予定であるが、何
ら補強の意味を成さないも
のと考えられる。

今後、法廷は医学面から
の論争が闘わされていくが、
基金の認定制度の硬直化を
改めさせる願いとして、一
層の支援が望まれるところ
である。

国側にとっては何ら有利な
証言を引き出すことができ
ず、それどころか原告の受
けた頭肩腕障害が業務に起
因するものであることをよ
り鮮明にするものでしかな
かった。

この日の法廷では、原告
の主治医である阪神医療生
協の山下五郎医師が証人席
に立ち、被告国側の反対尋
問を受けた。尋問内容は、
職業病特種健診の内容、頸
肩腕障害に関する医学的な
考え方などを問うもので、
この取り組んできたもので、
ある。

大阪

原発被曝岩佐訴訟

いよいよ最終準備書面
提出へ 次回は5/27

原発被曝裁判の岩佐訴訟

控訴審の法廷が、二月十八日午後三時半より大阪高裁で開かれた。

この日の法廷では、前回被告日本原電側が提出した筑波大の上野賢一教授の放射線の皮膚への影響に関する書面について、原告側から反論の書面を提出した。

日本原電側が提出した書面は、境界線という放射線の種類は皮膚への影響は問題にならないという乱暴な論理のもので、今回の書面では、そうではなく影響の大

きいことを医学的に明らかにする文献を添付し、証明したものである。

この日の法廷で鑑定書に終段階になり、今もなお原発被曝による労災はないとする電力会社、国側との闘いを進めるためにも支援の力が問われるところである。

かんする法廷は終了し、今後は準備書面による論争が行われることになる。五月二七日に次回の法廷が開かれ、準備書面が提出されることになる。文字通りの最終段階になり、今もなお原発被曝による労災はないとする電力会社、国側との闘いを進めるためにも支援の力が問われるところである。

沙汰も無いことから会社の担当者に聞いたところ、「労災かどうか会社で調査中」と答えがあり、労災申請されしていないことが明らかになつた。

その後、医師の証明もあり、申請することにはなつたものの必要な書類の作成

大手スーパーが 労災補償手続きを 引きこみのばし

無権利状態のパート労働者

住之江区に住むAさんは、ていた。ところが二月十四パート労働者としてスーパーバーの食肉などをパック詰め休業し治療を受けることにする仕事を冷蔵倉庫で行つ

害として補償されるものと考えていたところ、何の音沙汰も無いことから会社の担当者に聞いたところ、「労災かどうか会社で調査中」と答えがあり、労災申請されしていないことが明らかになつた。

こうした会社の杜撰な事務処理は、Aさんの場合だけではなく、災害性腰痛にみまわれた二人の同僚についても同じで、一人については休業二ヶ月になつても休業補償を一度も給付され

でいないう有り様であつた。

このスーパーのパート労働者への差別取扱は明らかで、この手の被害は無数にあるものと考へてよいだらう。なお、Aさんはこの問題を南大阪地区評の労働相談で問い合わせたことから解決に到つたものである。



全金松本製作難聴裁判

ただし、車谷鑑定の中心である騒音再現実験の実験

条件をめぐって、原告・被告双方の主張に違いがあることから、被告より、会社

大阪

原因は歪とり作業

二月十九日、大阪地裁六
一二号法廷において、被告
松本製作所代理人による、
車谷典男鑑定人に対する反
対尋問、及び原告代理人に
よる若干の補充尋問が行わ
れた。

前回から引き続いての反
対尋問では、被告側がどの
ようなくつ込んでくるのか
が注目されていたが、逆に、
決しておおげさではなく、鑑
定書の訂正個所さえ把握し

う「原告梅本氏の難聴の原
因は、被告会社での作業特
に、ハンマーによる鋼板歪
とり作業にあり、さうに、
その後も難聴の程度は進行
している」との主張の骨子
はゆるがなつたといえよう。
この先まだまだ予断を許さ
ないというところである。

車谷典男鑑定人に対する反
対尋問、及び原告代理人に
よる若干の補充尋問が行わ
れた。

労働時間短縮への提言

●労働基準法全面改正へ向けて緊急提言☆

第一書林刊 定価一三〇〇円 A5判 二二六頁
◎関西労働者安全センター特別価格 一冊一二〇〇円
送料 一冊二五〇円 二冊以上三〇〇円 (本が到着
となり、車谷鑑定書がい

労災休業中の定年退職

南

理不尽な
被災者切り捨て

ジニール加工工場に働く
Iさんは、昨年六月に工場
内で作業中にフォークリフ
トに追突され両足を負傷し、

支払いについては、会社を
通して受け取ることにして
おり、社会保険料、雇用保
険料などに加え、休んでい
るにも関わらず目的のはっ

業務上災害として療養して
いる。ところが、会社は休
業中のIさんに対し、六〇
歳になると定年退職になる
のでやめてもらうことにな
ると、予告してきた。

休業のため収入も減り、
今後の生活を考えて不安にな
ったIさんは、東地域合
同労組に相談、加入し、会
社との交渉を行うことにし
た。これまで、休業補償の

きりしない厚生費を天引き
されており、上積補償どこ
ろか一時金の支給もないと
いうのが実情であった。そ
こで同労組では、当然要求
すべきこれらの補償などに
ついて交渉を行い、一定の
成果を勝ち取っており、現
在も交渉を継続している。

△△△△△ 労働相談
△△△△△ 多岐に労災問題

ここ数年、各地域や労組の単位で、電話による労働相談という形の活動が増えている。そして、それ実施した当事者がびっくりするほどの結果が出ていることが多いようだ。ひつきりなしに電話がかかってきたり、相談がもとで労組が結成されたりといふうな例がかなりある。もちろん、どうにもしようのない相談や、ろくでもない目的を間違えた相談なども多々ある。しかし、相談を受けてみんなで取り組んで成果を勝ち取ったということとも、一日の相談活動でも必ず一

件はあるものだ。これを多いというか少ないと言うかは別にして、世の中には労働者としての当然の権利を何らかの理由でふみにじらされている人の如何に多いことか。

こうした労働相談の中で労災職業病に関するものはかなり多くの割合を占めている。そして、その相談の多くはパート労働者であつたりして、ともかく弱い立場の労働者であることに気がつたりして、ともかく弱い立場の労働行政はいざ知らず、我々のこの種の取り組みはまだまだしなくてはならないようだ。

かえり路 ゆき・道

⑨

この二月十四日の新聞を見ると、昨年八月に発生した、帰宅途中に駅のホームで薬剤師が刺殺された事件について、労基署が通勤災害の認定を下したと報じられている。

この事件は、被害者に片思いをした男がデートに誘ったが断られ、そ
帰宅途中を待ち伏せて襲ったとい
のがそのあいすじであった。こうし
場合、今までの行政上の判断では
一怨恨一がもとになった、もしくは
通勤に起因しない偶然の被害、つまり「機会原因」として、通勤災害の
認定はなされないのが普通であった。
このコラムで前にも「野犬におそ
われた場合」について、その判断の
不合理さについて述べたが、今回の

事件はそれを改めた判断を下したものと評価してよいだろう。しかし、
まだ労働省の通達では「通勤に通
常伴う危険の具体化」という訳の分
かるぬ説明を行っており、この事件
の説明においても、「清水さんが通
勤に使う庄内駅には多数、不特定な
人間が集まり、犯罪の危険が内在し
ていた」として解釈の変化を表して
いる。

そうすると、この被害が駅ではなく
く、山奥の自宅に帰る途中であつた
としたうといいう疑問は当然わいて
くるのはどうしたものだろう。どちら
にしろ、「機会原因」などとい
業務上災害認定の際の基準の横滑り
には、明らかに無理があると言うべ
きで、早急な改正の必要があるよう
に思えるのである。

今回の事件は、新聞ダメとなつた
ことから慎重な調査検討がなされた
が、いつもこうとは限らない。

☆ 労働省の新「振動障害治療指針」等批判 ☆

振動障害対策の確立をめざして —岐路に立つ「職業病対策」—

発行：日本労働者安全センター 85版 120頁 定価：1100円 送料 250円

関西労働者安全センターでも取り扱います。

一月の新聞記事から

二・四

豊後水道でしゅんせつ船をえい航中のタグボートが転覆、一人が死亡（大分）

二・一七

遭難漁船の捜索に向かう途中の海上保安庁のピーチクラフト機が山中に墜落、大破炎上し女性乗員ら五人全員が死亡（福岡）

二・五

強風下の銚子沖で漁船が転覆し沈没、乗組員二十二人のうち、二人死亡、十三人が行方不明（千葉）

二・一九

心臓病の持病で通院治療を受けていたトラック運転手が、運転中に心臓発作をおこし死亡（東大阪）

二・七

離陸のため移動中のエアバス三〇〇型機の車輪に整備士が左足をひかれ骨折などで重傷（千歳空港）

二・二〇

陸上自衛隊飯塚駐屯地で、ミサイル運搬車が側溝に転落、下敷きになつた隊員一人が死亡（福岡）

二・一四

平井労相が、中央労働基準審議会に対し法定労働時間を週四十時間とするなどの労基法の改正法案要綱を諮問、三月に国会提出の予定

国鉄民営化による将来の生活に不安を訴えていた新幹線運転士が首つり自殺（西宮）

二・二一

高速道路の高架橋工事現場で、重さ四〇〇トン近い橋げたが突然落下、作業員十数人が転落二人死亡、七人が重軽傷（神戸）

二・二二

動燃事業団の高速増殖炉原型炉「ちんじゅ」建設に反対する住民らがおこして「もんじゅ訴訟」で福井地裁は「原告適格」申請を却下、門前払いをして結審

二・二四

小学校撮影にとんでいたセスナ機が山林に墜落、機長とカメラマンの二人が死亡（岐阜）

二・二五

精神衛生法の抜本改正を進めてきた厚生省が「任意入院」を基本にし精神障害者の人権擁護を打ち出した改正案要綱を、公衆衛生審議会に諮問

二・一四

昨年八月、薬剤師が帰宅途中の駅ホームで片思いの男に刺殺された事件で、淀川労基署は異例の現場聴取などの結果、「不特定多数が集まる大都市の駅での災害で、通勤に伴う危険性が具体化した」として「通勤災害」と認定、労災保険支給の門戸を広げた（豊中）

二・二七

一月のスキーバス転落事故で、時間外労働協定がないのに運転手に長時間勤務をさせていた、としてバス会社社長らを労基法違反で書類送検（東京）

第13期労働者針灸学習会に参加しよう

1. 学習会要項

- (1) 募集人員 50人とし、先着順に受け付けます。
- (2) 募集期間 1987年4月28日(火)締切とします。
- (3) 開催期間 1987年5月7日(木)~9月17日(木)毎週木曜日。
- (4) 学習時間 毎回 午後6時より午後8時半までとします。
- (5) 学習場所 全港湾関西地本会議室
- (6) 会 費 18回通し —— 4000円(テキスト代含む)
1回毎参加は、1回 300円(テキスト代別 300円)
- (7) 申込方法 関西労働者安全センターまで御一報下さい。

2. 日程と学習内容

回数	月 日	18:00 ~ 18:30	~ 20:30
1	5月7日	開講式	諸報告、映画
2	5月14日	職場紹介	灸、間接灸の紹介、実技
3	5月21日	職場紹介	針の概要、注意事項
4	5月28日	参加者自己紹介	足のツボ説明
5	6月4日	職場紹介	足のツボ説明、実技
6	6月11日	「港湾の安全衛生活動」 全港湾大阪支部安全衛生委員会	手のツボ説明
7	6月18日	「労災職業病と安全衛生運動」 関西労働者安全センター	手のツボ説明、実技
8	6月25日	「歯のはなし」 松浦診療所歯科	手、足のツボまとめ
9	7月2日	スライド上映(腰痛)	腰のツボ説明
10	7月9日	職場紹介	腰のツボ説明、実技
11	7月16日	職場紹介	腰のツボ説明、実技
12	7月23日	職場紹介	肩のツボ説明
13	7月30日	「職場健診」 松浦診療所健診部	肩のツボ説明、実技
14	8月6日	「栄養のはなし」 松浦診療所健診部	肩のツボ説明、実技
15	8月27日	腰、肩のツボまとめ	実技
16	9月3日	全般のまとめ	実技
17	9月10日	質疑応答	実技
18	9月17日	修了式	

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

3月号（通巻第152号）昭和62年3月10日発行

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金額のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28

（毎月一回10日発行）